葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)の一部を次のように 改正する。

(別 紙)

令和4年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

消防団員の報酬の引上げを行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)の一部を次のように改正する。 第9条第2項中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。 以下同じ。)」に改める。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 住民に対し常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めなければならない。 第14条第1項を次のように改める。

団員には、階級に応じ別表第2に定める年額報酬を、災害、警戒及び訓練の職務に 従事する場合においては、別表第3に定める出動報酬を支給する。

第15条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第2中

r 33,000 32,000 円 円 を 円 円 に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(14条関係)

区分	1日当たりの金額
災害出動(4時間未満)	4,000円
災害出動(4時間以上)	8,000円
警戒出動	3,000円
訓練出動	3,000円

備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出動が年末(12月29日から同月31日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上記の金額に2,000円を加算して支給するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防団員の報酬の引上げを行うため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1)班長の年額報酬を 33,000 円から 37,000 円に、その他の団員の年額報酬を、32,000 円から 36,500 円に増額することとした。
- (2)団員が災害、警戒、訓練の職務に従事する場合に支給していた費用弁償を出動報酬とし、出動報酬を次のとおりとすることとした。

区分	1回あたりの金額	摘要					
災害出動(4時間未	2 000						
満)	3,000円						
災害出動(4時間以	4 000 TI	日をまたぐ出動の場合は、暦日を1					
上)	4,000円	回とし、連続する出動時間の合計に トロ区公を適思する					
警戒出動	3,000円	より区分を適用する。					
訓練出動	3,000円						



区分	1日当たりの金額
災害出動(4時間未満)	4,000円
災害出動(4時間以上)	8,000円
警戒出動	3,000円
訓練出動	3,000円

(3)その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

葉山町消防団条例新旧対照表

未出門仍例已	余物新山刈鴨衣
改正後	改正前
葉山町消防団条例	葉山町消防団条例
昭和35年1月11日条例第261号	昭和35年1月11日条例第261号
(服務心得)	(服務心得)
第9条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。	第9条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。
2 招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。	2 招集を受けない場合であっても、 <u>水火災その他の災害</u> の発生を知ったと
以下同じ。)の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直	きはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し服務に就かなければ
ちに出動し服務に就かなければならない。	ならない。
第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。	第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 住民に対し常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めなければならな	<u>(1)</u> 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際し
<u>l I。</u>	<u>ては、身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。</u>
(2)~(8) (略)	(2)~(8) (略)
(報酬)	(報酬)
第14条 団員には、階級に応じ別表第2に定める年額報酬を、災害、警戒及	第14条 団員には階級に応じ別表第2に定める報酬を支給する。
び訓練の職務に従事する場合においては、別表第3に定める出動報酬を支	
<u>給する。</u>	
2 (略)	2 (略)
(費用弁償)	(費用弁償)
第15条	第15条 団員が災害の鎮圧、警戒及び訓練のため出動したときは、別表第3
	<u>に定める費用弁償を支給する。</u>
	2 団員が公務のため出張したときは、別表第4に定める旅費を費用弁償と
して支給する。	して支給する。
2 (略)	3 (略)
	4_ <u>前3項</u> の費用弁償の額は、時宜によりその定額を減少し、又は一部を支
給しないことができる。	給しないことができる。

7b746									74-T-24										
改正後						改正前													
別表第2(14条関係)								別表第2(14条関係)											
	本団 分団							本団			分団								
階級	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員	ポンプ操縦員	路級	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員	ポンプ 操縦員
年額	92,0 00 円	72,0 00 円	38,0 00 円	56,0 00 円	47,0 00 円	38,0 00 円	37,0 00 円	<u>36,500</u> 円	23,000	年額	92,0 00 円	72,0 00 円	38,0 00 円	56,0 00 円	47,0 00 円	38,0 00 円	33,0 00 円	<u>32,000</u> 円	23,000
別表第 3 (14条関係)																			
区分 1日当たりの金額						区分				1回あたりの金額			摘要						
<u>災</u>	<u>災害出動(4時間未満)</u> 4,000円					災	災害出動(4時間未満)				3,000円			日をまたぐ出動の場合は、					
<u>災</u>	災害出動(4時間以上) 8,000円				災	災害出動(4時間以上)				<u>4,0</u>	000円	暦日を	計算日を1回とし、連続する						
<u>警</u>	<u>警戒出動</u> <u>3,000円</u>					<u>警</u>	<u>警戒出動</u>				3,000円			出動時間の合計により区					
<u>訓練出動</u> <u>3,000円</u>						訓約	訓練出動				3,000円 分を適用する。								
備考	災害	の鎮圧、	警戒及	及び訓練	のため	の出動	が年末	(12月29日	から同月3	1備考	災害	の鎮圧、	警戒及	ひ訓練	のため	の出動	が年末	(12月29日	から同月31
<u>日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上記の金</u> <u>日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上記の金</u>																			

額に2,000円を加算して支給するものとする。

額に2,000円を加算して支給するものとする。